

菅原東校区コミュニティ協議会 会則

[目的]

第1条 本会は、菅原東小学校々区内に居住する住民が、住みよいまちづくりを目指して住民の親睦向上を推進し自主的な活動のもと緊密な連絡調整をはかり地域の発展と福祉の増進を目的とする。

[名称及び事務局]

第2条 本会は、「菅原東校区コミュニティ協議会」と称し、本部事務局を菅原東小学校内（藤阪東町3丁目10番1号）に置く。

[事業]

第3条 本会は、第1条の目的を実現するため校区内の住民を対象として次の事業を行う。

1. 構成する団体相互の情報交換と広報活動に関するここと。
2. 校区の生活環境及びその他の改善等に関するここと。
3. 校区の福祉、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に関するここと。
4. 防犯、交通対策等の広域的な取り組みに関するここと。
5. その他、コミュニティに関し必要なここと。

[構成団体]

第4条 本会は、自治部会と専門部会により構成される。

1. 自治部会は全自治会、専門部会は各種団体で構成される。
※別紙校区組織図参照
2. その他の団体の加入申し出があれば、その都度、役員会に於いて承認を必要とする。

[役員]

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 3名、事務局長 1名、書記 2名、会計 1名、
会計監査 2名、顧問 若干名、相談役 3名。

[役員の選出及び任期]

- 第6条
1. 会長は、総会に於いて構成団体員より選出する。
 2. 副会長は、自治部会地区代表より3名選出する。
 3. 事務局長は、会長が専門部会より1名選出する。
 4. 書記は、会長が自治部会・専門部会より各1名づつ選出する。
 5. 会計は、会長が自治部会より1名選出する。
 6. 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
 7. 会計監査は、前年度役員の会計・書記に会長が委嘱する。
 8. 役員等に欠員が生じた場合、後任者は前任者の残任期間とする。
 9. 顧問は校区内に居住する議員に会長が委嘱することができる。
 10. 相談役はコミュニティ協議会会长または役員経験者の中から会長が委嘱する。

[機関]

第7条 本会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 定例会
4. 特別委員会

[役員の職務]

第8条 1. 会長は、本会を統括し、その代表となり会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、役員会で副会長の中から選出し、会長職を代行する。
3. 事務局長は、会長の指示事項の業務及び本会の運営に関し必要な業務を行う。
4. 書記は、会議等の記録及び記録の保管を行う。
5. 会計は、本会の会計事務を担当する。
6. 会計監査は、会計事務に関する一切の事項を監査しその結果を報告する。
7. 顧問は、必要に応じて会長の諮問に応じる。
8. 相談役は、当会運営の具体的指針について、会長から意見を求められた時、意見を述べる事ができる。

[役員及び構成員の責務]

第9条 役員を含む全構成員は、総会の決定事項を誠実且つ円満に実施できるよう相互に協力しなければならない。

[総会]

第10条 1. 総会は、役員及び構成団体代表の3分の2以上（委任状可とする）の出席をもって成立し、その過半数の賛成で議事を決する。
但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
2. 定例総会は、会長が招集し4月に開催する。
尚臨時総会は、必要に応じ又は、役員の3分の2以上の要求があった場合会長はこれを開催する。
3. 総会は、次の事項を審議し、承認、決議する。
①事業報告及び事業計画
②決算及び予算
③会則の改廃
④その他必要事項
4. 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

[定例会]

第11条 本会は、毎月1回定例会を開催し、且つ、必要に応じて会長が臨時会を招集することができる。

[役員会]

- 第12条 1. 本会は、必要に応じて隨時開催することができる。
2. 本会は、会長1名、副会長3名、事務局長1名、書記2名、会計1名で構成される。

[特別委員会]

- 第13条 1. 本会の事業を具体的に実施するために特別委員会をその都度設置する。
2. 特別委員会は、役員会と各種団体の代表で構成し、必要に応じ会長が召集する。
3. 特別委員会は、その構成員の過半数で成立し、その議事を協議決定する。

[会費]

- 第14条 1. 本会の活動資金は、会費、市補助金、及びその他の収入をもって運営する。
2. 本会の会費は、各自治会よりの基本活動費と行事費をもって運営する。

[会計年度]

- 第15条 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
2. 会計及び会計監査は、翌年度4月の総会に於いて、会計事務結果、及び監査結果を報告しなければならない。

[その他]

- 第16条 本会則は、第10条（総会）所定の手続きにより行なう。

[付則]

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年6月5日 一部改定

平成19年4月15日 一部改定

平成24年3月3日 一部改定